

初・再診時に紹介状なしで受診された方の 窓口負担が令和4年10月1日から変更になります

当院が該当する特定機能病院は「他の医療機関等からの紹介状を持たずに初めて受診した場合」や「他の医療機関等を紹介したにも関わらず、他の医療機関等からの紹介状を持たずに引き続き受診された場合」などは健康保険による患者一部負担額とは別に「選定療養費」を徴収するよう厚生労働省より通知されております。

令和4年度診療報酬改定に伴って、10月1日から初再診時に係る選定療養費の金額が変更となります。ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

【初診時選定療養費】

他の医療機関等からの紹介状を持たない以下の方

◇初めて本院を受診される方 ◇予約によらない一定期間経過後に受診される方

◇いったん治癒した後に別の疾患で受診される方

	令和4年9月30日まで	<u>令和4年10月1日より</u>
医科	5,500円	<u>7,700円</u>
歯科	3,300円	<u>5,500円</u>

【再診時選定療養費：受診の都度】

他の医療機関等からの紹介状を持たない以下の方

◇他の医療機関等へ紹介したにも関わらず、ご自身の希望で当院を引き続き受診される方

	令和4年9月30日まで	<u>令和4年10月1日より</u>
医科	2,750円	<u>3,300円</u>
歯科	1,650円	<u>2,090円</u>

ただし、以下に該当する場合は選定療養費の対象とならない場合があります。

- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間に受診される方
- ・外来受診から継続して入院される方 ・治験協力者の方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方 ・国の公費負担医療制度の受給対象者の方